

## 開示・訂正・利用停止等について

本会個人情報保護規程第11条並びに第12条に基づく、保有個人データの利用目的の通知、保有個人データの開示、保有個人データの内容の訂正、追加又は削除、保有個人データの利用の停止又は消去、保有個人データの第三者提供の停止は下記の要領で、ご請求ください。

### 1 開示等請求窓口は下記に設置しています。

名称	社会福祉法人 奈良市社会福祉協議会 総務課
住所	奈良市三条大路一丁目9番10号
電話番号	0742-34-4758
ファクシミリ	0742-30-2323
受付時間	午前8時30分から午後5時15分まで (土曜日、日曜日、祝日、年末年始は除く)

### 2 開示等請求書にてご請求ください。

開示等の請求に来られた方には、窓口で開示等請求書をお渡しいたします。

### 3 開示等の請求はご本人からです。

保有個人データのご本人からの請求により開示を行います。ただし、下記については開示等を請求することができます。

- (1) 未成年者又は成年被後見人の**法定代理人**は、未成年者又は成年被後見人の保有個人データについて、開示等を請求することができます。
- (2) ご本人が**任意に委任した代理人**は、当該本人のために開示等の請求をすることができます。

### 4 本人確認をさせていただきます。

- (1) 開示等を請求される場合は、下記に定める本人確認書類の中から2通を選択して、提出又は提示をしてください。本人確認をさせていただきます。ただし、  
の本人確認書類の場合は1通で結構です。

運転免許証

パスポート

印鑑登録証明書(原本)

戸籍謄本(原本)

健康保険被保険者証

年金手帳

外国人登録証明書

(2) 法定代理人又は任意代理人によって開示等を請求される場合は、本人の本人確認書類のほか、代理人の本人確認書類を提出してください。ただし、代理人が弁護士である場合は、弁護士の身分証明書の提示で結構です。

(3) 法定代理人が開示等請求される場合は、戸籍謄本、成年後見登記事項証明書など本人と法定代理人の法定代理関係を示す書類の写しを提出してください。

(4) 任意代理人が開示等を請求される場合は、委任状など本人と任意代理人の任意代理関係を示す書類の原本を提出してください。

## 5 次の方法で開示等を行います。

### (1) 開示

1 開示は開示書の郵送、その他の方法で行います。

2 開示をしない場合

ア 次の場合には、開示請求された保有個人データを開示しません。

本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

本会の事業の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

他の法令に違反することとなる場合

開示請求にかかる保有個人データが存在しない場合

イ 開示を行わない場合は、その旨を開示請求者に通知いたします。

### (2) 利用目的通知

1 利用目的通知は利用目的通知書により行います。

2 利用目的通知をしない場合

ア 次の場合には、利用目的通知請求された保有個人データの利用目的を通知しません。

保有個人データの利用目的が明らかな場合

本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

本会の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

通知請求にかかる保有個人データが存在しない場合

イ 利用目的通知を行わない場合は、その旨を利用目的通知請求者に通知いたします。

### (3) 訂正等

1 保有個人データの内容の訂正、追加又は削除を行った場合は、訂正等を請求した方に、その旨を通知いたします。

2 訂正等をしない場合

ア 次の場合には訂正等を請求された保有個人データの内容を訂正等しません。

保有個人データの内容が事実である場合

他の法令の規定により特別の手続きが定められている場合

訂正等が利用目的に不要である場合

イ 訂正等を行わない場合は、その旨を訂正等請求者に通知いたします。

### (4) 利用停止等

1 保有個人データの利用の停止又は消去、第三者提供の停止を行った場合は、利用停止等を請求した方に対して、その旨を通知いたします。利用停止等は、違反を是正するのに必要な限度で行うものとします。

2 利用停止等拒否

ア 次の場合には、利用停止等を請求された保有個人データの利用停止等を行いません。

本会個人情報保護規程第6条第1項、第2項、第7条第1項、第10条第1項の規定に違反していない場合

利用停止等に多額の費用を要する場合でその他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとる場合

利用停止が利用目的達成に不要である場合

イ 利用停止等を行わない場合はその旨を利用停止請求者に通知いたします。